

公募型プロポーザル手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成25年6月11日

世田谷区

1. 業務の概要

(1) 件名

世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）策定等業務委託

(2) 業務の目的

「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第1期）」は平成21年度から平成26年度を計画期間としてきた。

本業務は、平成27年度から実施する「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）」の策定を目的とし、策定業務は、平成25年度から平成26年度の2カ年である。

今回の業務委託では、初年度である平成25年度を委託期間とし、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画」全体の見直しから、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）のたたき台」の作成を成果とする。

なお、平成26年度には、パブリックコメント等の区民意見募集を行い、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）」の策定を想定している。

又、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第1期—後期）」に基づいて事業を推進するため、各推進事業の運営及び支援等の業務委託も目的とする。

(3) 業務内容

- ①「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）のたたき台」作成支援に関わる業務
- ②世田谷区のユニバーサルデザイン推進状況の調査に関する業務
- ③方針や目標等の検討に関する業務
- ④区民参加に関する業務
- ⑤世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会運営支援に関する業務
- ⑥世田谷区ユニバーサルデザイン推進委員会、同幹事会、同部会の運営支援に関する業務
- ⑦ユニバーサルデザイン普及啓発事業の支援に関する業務

(4) 履行期限

平成25年度：契約の日より平成26年3月25日まで（予定）

平成26年度：4月上旬から平成27年3月下旬まで（予定）

2. 参加資格

参加表明書提出日現在において、次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」に登録があること。

- ③ 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④ 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立て又は民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- ⑤ 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- ⑥ 平成20年4月以降に東京都、都内区市又は東京都近郊の市において、ワークショップ等の手法を用いた住民参加によるユニバーサルデザインあるいは福祉のまちづくり関連業務といった、本業務と同種・類似の業務*を行った実績を有すること。

※同種・類似の業務：ユニバーサルデザインや福祉のまちづくりに関する計画及びバリアフリー法に基づく各種計画の策定又は改定に関する業務

3. 提案書の提出者を選定するための基準

企画提案書等の審査は、別に定める要綱により審査委員会を設置し、別に定める審査要領に基づき二段階審査方式で実施する。

なお、参考見積りは、提案内容との整合性及び区予算における妥当性を確認するためのもので、価格の高低による差異は評価の対象としない。

4. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 企業実績
- (2) 技術者実績
- (3) 業務実施体制
- (4) 特定テーマに対する提案
- (5) 資料作成能力
- (6) 工程計画
- (7) 専門技術力
- (8) 取り組み姿勢
- (9) コミュニケーション能力

5. 手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区都市整備部都市デザイン課都市デザイン担当

岡崎、千田

電話：03-5432-2038 ファクシミリ：03-5432-3023

(2) 説明書の配布期間及び配布場所並びに方法

- ① 期 間：平成25年6月11日（火）から平成25年6月24日（月）
※土・日曜を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）
- ② 場 所：上記（1）に同じ
- ③ 方 法：希望者に無償配布する（区のホームページからダウンロード可）

(3) 参加表明書の提出期限及び提出場所並びに方法

- ① 期 限：平成25年6月24日（月）午後5時必着
- ② 場 所：上記（1）に同じ
- ③ 方 法：持参又は郵送（Eメール及びファクシミリ可）
※メールアドレス【SEA02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp】

(4) 質疑及び回答（企画提案書に係る質問について）

- ① 期 限：平成25年6月27日（木）午後5時必着
- ② 提 出 先：都市デザイン課
※メールアドレス【SEA02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp】
- ③ 提出方法：質問は、Eメールにより行うものとする。なお、文書には『「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）策定等業務委託」に関する質問』と明記し、貴社の担当窓口の部署、氏名、電話、ファクシミリ番号及びEメールアドレスを併記すること。
- ④ 回答方法：回答については、取りまとめた上で参加者全員に対して、Eメールにより行う。
- ⑤ 回答予定日：平成25年7月1日（月）

(5) 提案書の提出期限及び提出場所並びに方法

- ① 期 限：平成25年7月3日（水）から7月18日（木）午後5時必着
- ② 場 所：上記（1）に同じ
- ③ 方 法：持参又は郵送（書留郵便に限る）

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨【日本語及び日本国通貨に限る。】
- (2) 契約保証金【免除】
- (3) 契約書作成【要】
- (4) 当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無【有】
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口【5.（1）に同じ】
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 詳細は、5.（2）の説明書による。